

議案資料

議案1	令和5年産の需要に応じた米等の生産について	…P	1
議案2	令和5年産主食用米の生産基準数量の設定及び 地域協議会への配分について	…P	7
議案3	令和5年産主食用米の地域協議会間調整の実施について	…P	11
議案4	令和5年度石川県水田フル活用の基本的な考え方について	…P	15
議案5	令和4年度 収支予算の変更について	…P	17

令和 5 年 産 の 需 要 に 応じた米等の生産について(案)

令和 4 年 1 2 月
石川県農業活性化協議会

目次

令和5年産の需要に応じた米等の生産について

- 1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み1
- 2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法2
- 3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整3
- 4 水田フル活用の促進4
- 5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用5
- 6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割6

令和5年産の需要に応じた米等の生産について

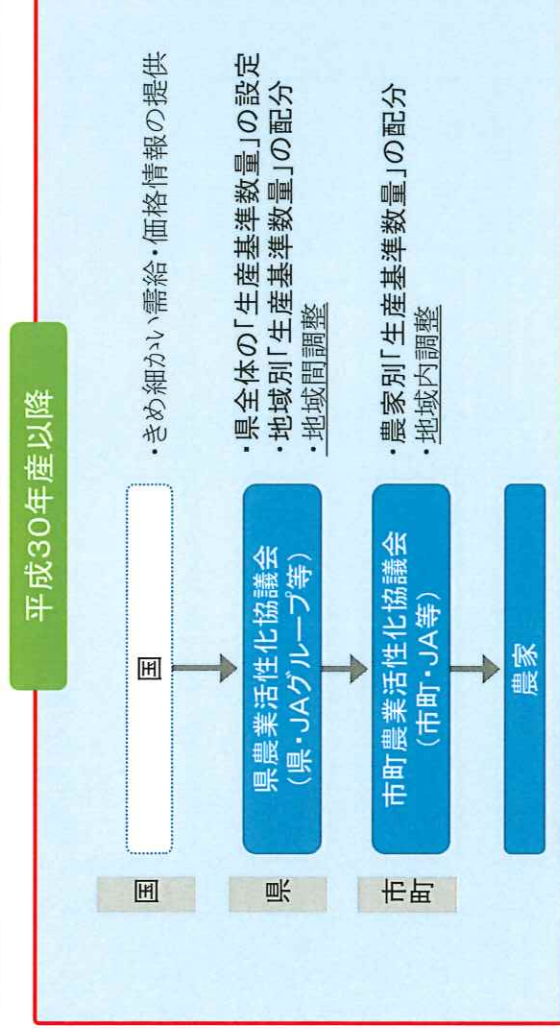
1 需要に応じた米等の生産に関する基本的な考え方と仕組み

○本県における基本的な考え方（平成29年3月24日県農業活性化協議会通常総会において決定）

- ・主食用米の需要減少が今後も見込まれる中で、本県農業者の所得を確保するためには、県産米へのニーズに応えるための売れる米づくりに向けた取組を推進する一方、主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要。
- ・このため、県段階及び地域段階の農業活性化協議会を中心に、農業者、農業関係機関・団体、行政等が一体となつて、平成30年産以降も引き続き、需要に応じた主食用米の生産（需給調整）を基本に、麦、大豆、園芸作物、非主食用米等を適切に組み合わせた水田のフル活用の取組を進め、本県農業者の所得の確保を図る。
- ・国に対し全国段階における主食用米の需給バランスの確保を要望しつつ、生産者が取り組みやすく、現場に大きな混乱をきたさないよう、従来のスキームを基本とした仕組みを構築するとともに、全国段階での米需給や各県の動向を注視しながら、生産現場の意見等を踏まえて取組の見直しを行う。

○需要に応じた米等の生産の仕組み

- ・生産数量目標に代わる主食用米の「生産基準数量」を設定し、県段階から地域段階、地域段階から農家段階に提示し、基準数量以内の生産となるよう調整
- ・県協議会、地域協議会が連携し、需給調整に対する農家の理解が得られるよう働きかけるとともに、きめ細かな情報を提供



2 主食用米の「生産基準数量」の設定・配分方法

(1) 主食用米の「生産基準数量」の設定

- ・県農業活性化協議会において、行政、生産者、販売業者など関係者の合意のもとで主食用米の「生産基準数量」を決定。
- ・主食用米の「生産基準数量」は、国の考え方も踏まえつつ、国が公表する本県需要実績に基づき設定。
- ・将来的な県産米の需要見込みを考慮した配分を見据え、地域や集荷業者等ごとの需要見込みの把握方法を検討。

本県における令和5年度主食用米の「生産基準数量」

区分	4年産	5年産	増減(5-4年産)
全国の生産量の見通し	675 万トン	669 万トン	▲ 6 万トン
本県の生産基準数量	109,573 トン	109,514 トン	▲ 59 トン

・令和元～3年産の本県需要実績に、全国の生産量の見通しの減少率を勘案し、設定。

(参考：前年度)

区分	3年産	4年産	増減(4-3年産)
全国の生産量の見通し	693 万トン	675 万トン	▲ 18 万トン
本県の生産基準数量	115,980 トン	109,573 トン	▲ 6,407 トン

(2) 県協議会から地域協議会への配分

- ・主食用米の「生産基準数量」は、これまでと同様、水田台帳面積と1等米比率を基本として算定することとし、地域ごとの生産力の実態と乖離しないよう、水田台帳面積に主食用米の作付率を乗じることで作付実績を考慮する。

※作付率：主食用米の「生産基準数量」に対する作付面積（上限100%、7中5で算出）。作付率が高いほど配分数量が増える仕組み

(3) 地域協議会から認定方針作成者への配分

- ・地域の生産実態等を踏まえた地域独自の配分に配慮。

(4) 水田台帳面積の報告、作付実績の確認

- ・各市町は水田台帳面積を整備し、9月末までに県に報告。
- ・地域協議会が営農計画書に基づき、農業者ごとの主食用米の作付実績を確認し、7月末までに県協議会に報告。

※修正が必要となった場合は10月末までに報告

3 主食用米の「生産基準数量」の地域内と地域間の調整

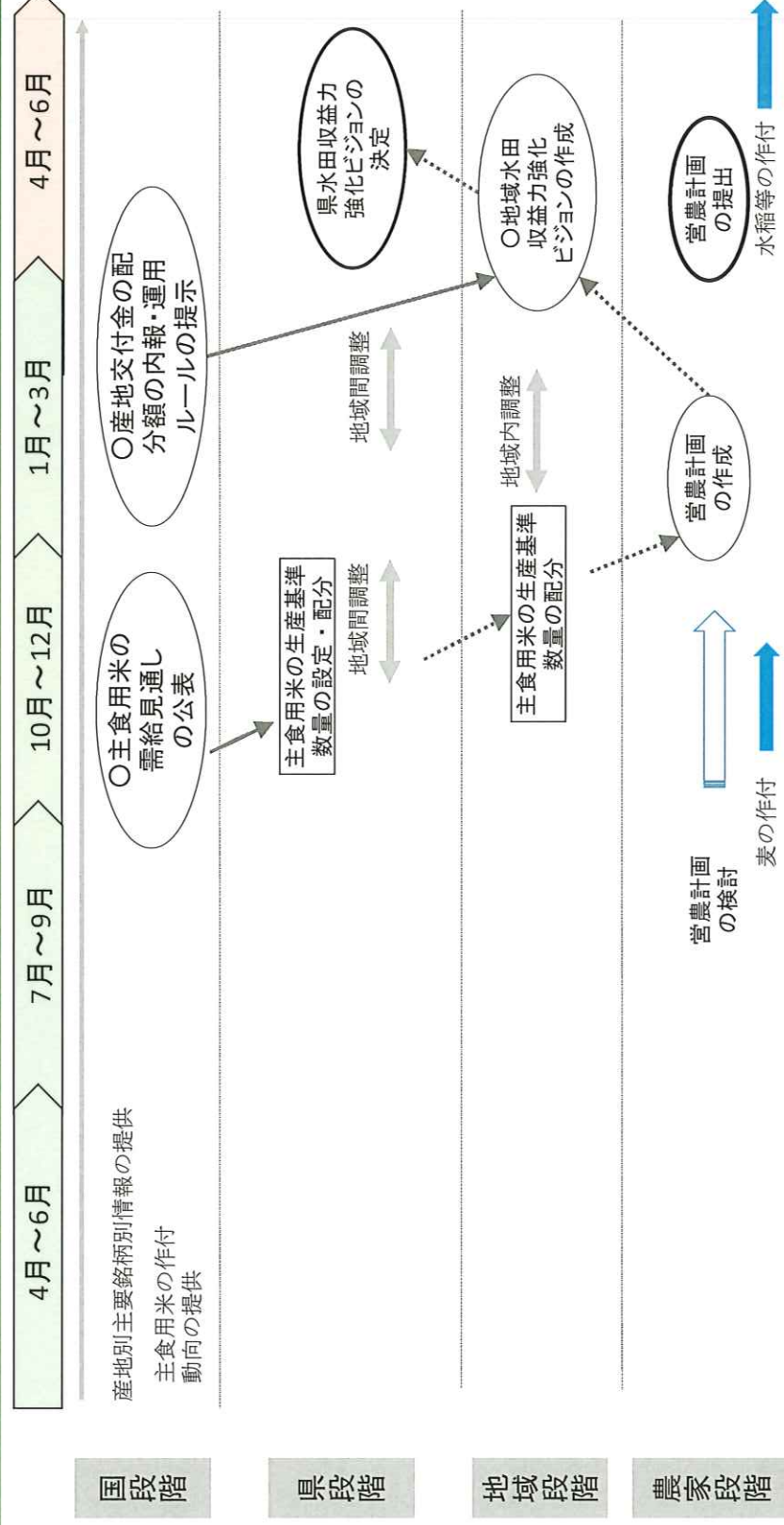
- ・主食用米の「生産基準数量」を遵守した上で主食用米の生産を最大限に行うため、基準数量の地域協議会内と地域協議会間の調整をきめ細かに実施することにより、需要に応じた主食用米の作付けを目指す。
→地域協議会間の調整は県協議会事務局が、地域協議会内の調整は地域協議会事務局が中心となり実施
- ・主食用米の「生産基準数量」の円滑な調整とともに需要のある作物の生産拡大に向けた取組を促す観点から、基準数量の出し手となる地域協議会に対して、調整数量（面積）に応じた産地交付金を配分。（5,000円/10a 第2回調整までの調整数量（面積）に応じて配分）
※出し手地域協議会は、上乗せ交付された産地交付金を主食用米以外の作物作付けに対する産地交付金の財源の一部として活用

時 期	県協議会	地域協議会
12月	主食用米の「生産基準数量」の配分 （県協議会⇒地域協議会） 来年度米の数量調整に係る意向調査の実施 （県協議会⇒地域協議会） 第1回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 （県協議会⇒地域協議会）	地域内で前年度主食用米実作付等を踏まえた数量を報告 （地域協議会⇒県協議会） 主食用米の「生産基準数量」の配分 （地域協議会⇒農家）
1月～ 2月下旬	来年度米の数量調整に係る意向調査の実施 （県協議会⇒地域協議会）	地域協議会内調整の実施 （地域協議会⇔農家） 地域内で調整未了となった数量を報告 （地域協議会⇒県協議会）
3月上旬	第2回地域協議会間調整会議 ・意向調査結果に基づく調整結果等 調整数量の通知 （県協議会⇒地域協議会）	調整数量の通知 （地域協議会⇒農家）

※過不足のない主食用米の作付けを図るため、3月上旬以降も可能な限り対応することとする。

4 水田フル活用の促進

- ・国の制度（転作作物への作付け助成等）を最大限活用することにより、実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い産地戦略作物の作付拡大と産地育成を積極的に推進するとともに、水田の高度利用を促進することにより、水田農業の収益最大化を図る。
- ・麦・大豆や産地戦略作物の作付が困難な地域においては、飼料用米、備蓄米、加工用米等の新規需要米の作付を推進し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を抑制する。
- ・需要に応じた作物の作付の推進に向け、引き続き県協議会・地域協議会段階の「水田収益力強化ビジョン」において、生産振興方針等を示す。



5 需要に応じた作付の推進に向けた産地交付金の活用

(1) 産地交付金の趣旨

・「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色ある産品の産地づくりに向けた取組を支援するもの。

- ・都道府県や地域協議会が対象作物、助成水準等を設定するもの（戦略作物の作付等に応じて県が地域協議会に財源を配分するもの）。
- ・国が指定する取組に対し、当年の実績に応じて都道府県に配分するもの。

(2) 県における配分方法（案）

・県設定：①園芸4品目の新規作付増反面積、②麦、大豆、非主食用米、園芸4品目等の二毛作面積、

③麦・大豆の収量向上の取組（土づくり・排水対策）面積に応じて交付。

・地域配分：①麦、大豆を基幹作とした水田の高度利用面積、②耕畜連携面積、③生産基準数量地域間調整の出し手面積、④麦、大豆、産地戦略作物等における総作付面積のシェアに応じて配分。

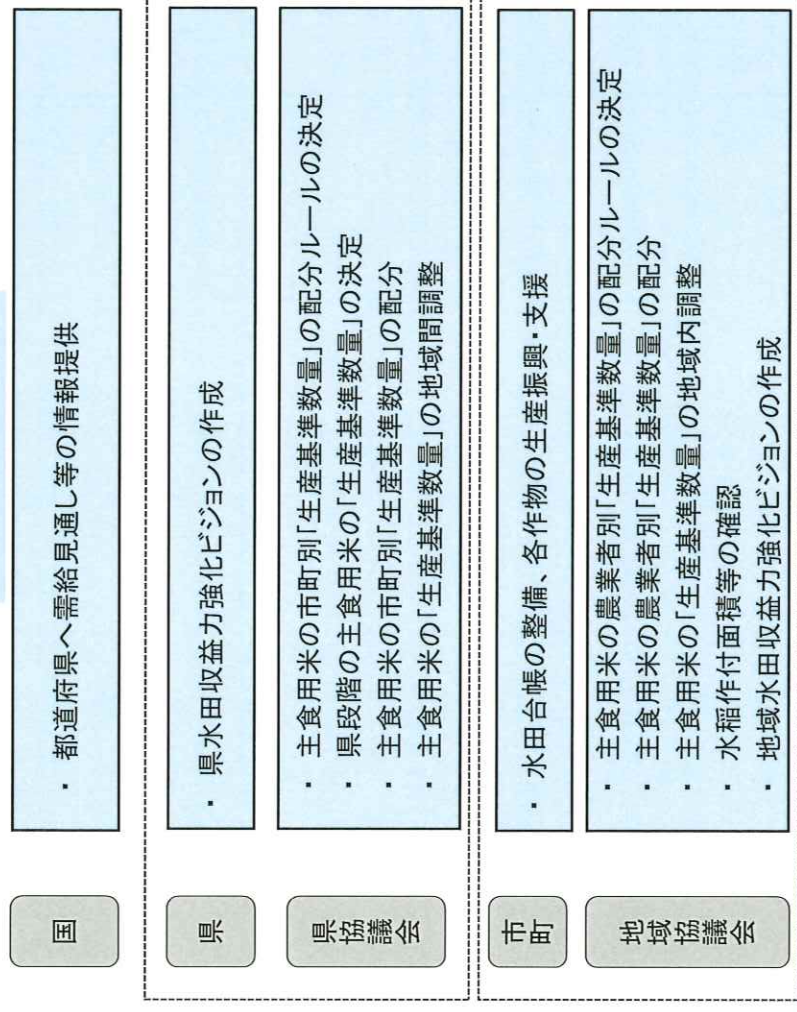
(3) 配分等のスケジュール（予定）

- ・1月中旬 国からの産地交付金の配分額の内報・運用ルールへの提示
- ・1月下旬 産地交付金の配分案の作成（県協議会）
- ・2月上旬 地域協議会・農家からの意見聴取
- ・3月中旬 県農業活性化協議会において、産地交付金の配分を決定

6 主食用米の需給調整等に係る推進体制と関係機関の役割

- (1) 県農業活性化協議会（県、JAグループ、生産者、消費者団体等）
・主食用米の「生産基準数量」の検討など米政策に係る重要事項の審議を行うため、協議会内に地域農業活性化協議会により構成する米政策部会を設置（29年5月設置）。
- (2) 地域農業活性化協議会（市町、JA、生産者、消費者団体等）
・地域の農業振興の基本となる水田収益力強化ビジョンを検討するため、地域の幅広い担い手農家や集荷業者・団体等の参画に配慮。
- (3) 担い手農家等の意向を踏まえた制度運営
・県協議会・地域協議会において、石川県農業法人協会やいしかわ農業振興協議会等の担い手農家等と意見交換を実施し、それらの意を踏まえた制度運営に配慮。
- (4) 運営体制の維持・強化
・国の事務費予算の確保を要望。

H30年度以降



令和5年産主食用米の生産基準数量の設定および地域協議会への配分（案）

1 本県における生産基準数量の設定

109,514トン

(1) 背景

令和元年産以降の本県生産基準数量は、本県需要量をベースに全国の主食用米生産量の見通し(以下、適正生産量という)の減少傾向を反映させて設定している。

(2) 設定方法

令和元～3年の石川県産米の需要量(3カ年平均)

115,631トン・・・①

令和元～3年の全国の適正生産量等(3カ年平均)

7,063,333～7,120,000トン・・・②

令和5年産 全国の適正生産量

6,690,000トン・・・③

適正生産量の減少率(1-③/②)

5.29～6.04%・・・④

適正生産量の減少を勘案した本県の生産基準数量(①×(1-④))

108,647～109,514トン

全国の需給見通し等の減少を勘案した結果、上記のとおりとなるが、令和5年産米の生産基準数量は、需給環境の安定に配慮しつつ、本県の戦略作物等(麦、大豆、非主食用米 他)を含めた生産実態を踏まえ、109,514トンとする。

区 分	4年産	5年産	増 減(5-4年産)
全国の生産量の見通し	675 万トン	669 万トン	▲ 6 万トン
本県の生産基準数量	109,573 トン	109,514 トン	▲ 59 トン

-0.05%

参考

区 分	4年産	5年産	増 減(5-4年産)
本県の生産基準数量 (面積換算※)	20,957 ha	20,942 ha	▲ 15 ha

-0.07%

2 地域協議会別生産基準数量の配分

(1) 生産基準数量の配分方針

県協議会から地域協議会に対する生産基準数量の配分については、これまでの生産数量目標の市町への配分と同様、本県における生産基準数量のうち、90%を市町から報告のあった見直し後の水田面積、10%をコシヒカリの1等米比率を基本として算定。ただし、作付実績を考慮するため、水田面積に主食用米の作付率（7年中5）を乗じて算定する。

(2) 地域協議会別生産基準数量の算定方法

① 本県における生産基準数量 = (A)

② 教育・試験研究機関（以下「教育機関等」という）における水稻作付予定面積を、該当協議会の基準単収で数量に換算し、当該数量(B)を本県における生産基準数量から控除

$$\text{生産基準数量 (A)} - (B) = (C)$$

③ 水田面積に基づく配分

$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の米生産可能数量 (※3)}}{\text{県全体の米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 90\% = (D)$$

(※3) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収

④ コシヒカリの1等米比率に基づく配分

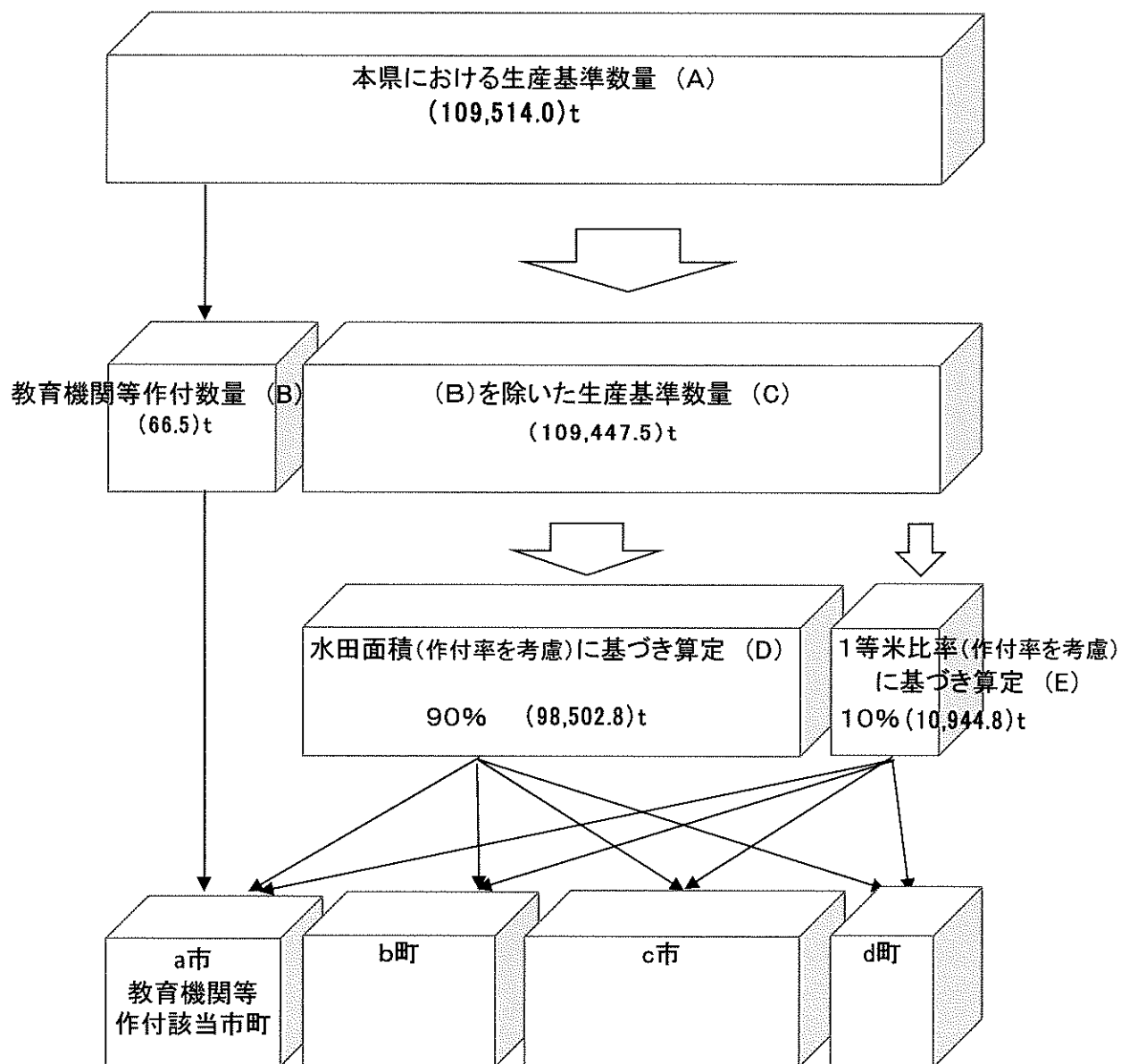
$$(C) \times \frac{\text{地域協議会別の1等米生産可能数量 (※4)}}{\text{県全体の1等米生産可能数量}} \times \text{作付率} \times 10\% = (E)$$

(※4) 地域協議会別水田面積 × 地域協議会別基準単収 × 地域協議会別1等米比率

⑤ 地域協議会別配分数量 = (D) + (E)

⑥ 上記②で控除した数量 (B) を作付けが行われる地域協議会へ算入

【算定イメージ】地域協議会別生産基準数量の配分方法



＜ 算定の基礎となる指標 ＞

- (1) 水田面積
地域協議会毎の水田面積を基に前年度の出入り作面積を加除して算定
- (2) 作付率
地域協議会毎の生産基準数量に対する主食用米の作付面積の割合を直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定。
- (3) 1等米比率
地域協議会毎の直近7年中最高と最低を除いた5年平均を用いて算定

令和5年産主食用米の地域協議会別生産基準数量(案)

(トン、ha)

協議会名	5年産当初		4年産当初		4年産当初との差	
		面積換算		面積換算		面積換算
加 賀 市	10,480.0	1,948.0	10,481.8	1,944.7	▲ 1.8	3.3
小 松 市	11,990.9	2,232.9	11,970.8	2,229.2	20.1	3.7
能 美 市	5,642.2	1,039.1	5,620.5	1,033.2	21.7	5.9
川 北 町	2,672.6	474.7	2,714.1	482.1	▲ 41.5	▲ 7.4
白 山 市	14,927.6	2,656.2	15,144.5	2,694.8	▲ 216.9	▲ 38.6
野々市市	872.4	155.5	886.5	158.0	▲ 14.1	▲ 2.5
金 沢 市	10,297.4	1,917.6	10,416.1	1,936.1	▲ 118.7	▲ 18.5
河 北 郡 市	7,607.0	1,436.2	7,643.1	1,440.3	▲ 36.1	▲ 4.1
うち津幡町	4,627.3	869.8	4,666.9	875.6	▲ 39.6	▲ 5.8
うち内灘町	197.7	38.5	204.8	39.8	▲ 7.1	▲ 1.3
うちかほく市	2,782.0	527.9	2,771.4	524.9	10.6	3.0
羽 咋 市	7,033.8	1,365.8	6,966.4	1,358.0	67.4	7.8
宝達志水町	4,277.0	830.5	4,255.4	827.9	21.6	2.6
志 賀 町	7,419.3	1,460.5	7,407.0	1,460.9	12.3	▲ 0.4
中 能 登 町	4,948.2	987.7	4,933.3	988.6	14.9	▲ 0.9
七 尾 市	8,680.1	1,764.2	8,558.7	1,746.7	121.4	17.5
穴 水 町	1,520.7	326.3	1,584.5	340.0	▲ 63.8	▲ 13.7
輪 島 市	4,344.8	909.0	4,017.2	842.2	327.6	66.8
能 登 町	3,373.6	725.5	3,431.0	737.8	▲ 57.4	▲ 12.3
珠 洲 市	3,426.5	712.4	3,542.1	736.4	▲ 115.6	▲ 24.0
県 計	109,514.1	20,942.1	109,573.0	20,956.9	▲ 58.9	▲ 14.8

令和5年産地域協議会間調整の実施について（案）

1. 趣旨

国から提供された需給見通しに基づき、石川県農業活性化協議会（以下、「県協議会」という。）が設定し、地域農業活性化協議会（以下、「地域協議会」という。）に配分した「主食用米の生産基準数量」（以下、「生産基準数量」という。）について、基準数量内で過不足のない作付けを行うため、地域協議会間の調整を実施する。

2. 調整方法

（1）調整窓口

県協議会及び地域協議会が窓口となり地域協議会間調整を行う。

（2）意向の確認と数量調整

県協議会は、基準数量について、地域協議会に対して意向調査を実施し、各地域協議会からの希望調整数量をとりまとめ、数量調整を行う。

（3）意向調査実施時期

- 第1回 令和4年12月12日（月）～12月14日（水）
第2回 令和5年1月23日（月）～2月24日（金）

（4）調整対象

地域協議会から申出のあった数量について調整する。

第1回の意向調査は、各地域協議会による令和5年産当初配分に対応するため、令和5年産当初配分数量の面積換算値と過年度の主食用水稻実作付面積等を比較・検討したうえで、調整希望数量を申し出るものとする。

第2回の意向調査については、地域協議会内で調整した結果、調整できない数量がある場合に申し出るものとする。

なお、第1回意向調査で縮小希望を出した協議会が、第2回意向調査で拡大希望を申し出た場合は、第1回の縮小希望数量を上限に他の協議会に優先して調整する。

（5）調整促進措置

調整促進措置として、基準数量の出し手地域協議会に対して、調整分の面積に応じて、転換作物拡大分として10a当たり5千円の産地交付金を交付する。

ただし、第2回の調整後に実施する調整については、出し手地域協議会への産地交付金の交付は行わない。

(6) 調整数量の計算方法

① 拡大希望数量が縮小希望数量を超える場合

縮小希望地域協議会に対して、申出数量全量を縮小することとし、拡大希望地域協議会に対して、次の方法によって計算した数量により配分する。

(計算式)

$$\text{縮小希望合計} \times \frac{\text{対象となる地域協議会毎の5年産当初配分数量}}{\text{対象となる地域協議会の5年産当初配分数量の合計}}$$

② 縮小希望数量が拡大希望数量を超える場合

上記①の計算によらず、縮小希望協議会の申出数量全量を縮小し、拡大希望協議会へ申出数量を配分する。

なお、縮小希望数量と拡大希望数量の差分については、地域協議会間調整における県留保分とする。

③ 縮小希望数量又は拡大希望数量が無い場合

縮小希望協議会が無く拡大希望協議会有る場合又は、拡大希望協議会が無く縮小希望協議会有る場合は、申出数量全量を調整未了とする。

なお、地域協議会間調整で県留保分があり、第2回以降で拡大希望協議会有る場合は、上記①の計算方法により、拡大希望協議会の申出数量全量を対象に県留保分の配分を行う。

また、第2回以降で拡大希望協議会が無い場合、縮小希望協議会があっても申出数量全量を調整未了とし、県留保分は第2回までの地域協議会間調整における縮小希望協議会の申出数量に基づき按分した数量を返還する。ただし、第2回までに数量調整された県留保分については、産地交付金を交付する。

(7) 調整の留意事項

地域協議会間調整は、基準数量を順守する地域協議会をもって調整する。

調整未了となった場合には、創意工夫により、全地域協議会での生産調整達成に努めることとする。

(8) 第2回の調整後の数量調整

第2回の調整後、新たな縮小希望数量が明らかに発生することが見込まれる場合は、調整可能な期間内に限り本調整方法に準じて数量調整を行う。

3. 地域協議会間調整数量の決定・通知・報告

地域協議会間調整会議を開催し、調整数量を決定する。

地域協議会間調整会議は、県協議会事務局会議をもってあてることとし、調整結果は地域協議会へ通知するとともに、県協議会総会に報告する。

4. 地域協議会間調整スケジュール

- ① 12月12日（月）～12月14日（水） 令和5年産の第1回意向調査の実施
- ② 12月15日（木）～
地域協議会間調整会議の開催
・ 意向調査結果と数量調整
・ 対象地域協議会への通知
- ③ 1月23日（月）～2月24日（金） 令和5年産の第2回意向調査の実施
- ④ 3月上旬
地域協議会間調整会議の開催
・ 意向調査結果と数量調整
・ 対象地域協議会への通知
- ⑤ 3月中旬
第3回県協議会通常総会における
調整結果報告

令和５年度石川県水田フル活用の基本的な考え方（案）

石川県農業活性化協議会

令和３年産の全国の主食用米について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（コロナ禍）による消費減退を受け、過去最大規模となる約６．３万ｈａの作付転換が行われた。しかし、コロナ禍の長期化や作況の影響により民間在庫量は依然として高く推移し、令和３年産の米価は令和２年産を大きく下回る水準となった。

その結果、令和４年産においても全国的に作付転換が進み、全国の主食用米生産量は国が示す適正生産量を５万トン下回る見込みである。こうした取組により令和４年産米価は回復しつつあるものの、依然として低い水準にある。

これらの状況を踏まえると、今後も主食用米の過剰作付を抑制し、県産米価格の安定を図ることが重要であり、引き続き主食用米の需給調整の取組を推進するとともに、県・生産者団体・市町が一体となり水田のフル活用を進めることで、水田農業の収益最大化と農業生産力の維持強化を図ることとする。

- 1 主食用米については、需給環境の安定に配慮しつつ、需要に応じた生産を基本に、良質米生産県として消費者・実需者に選ばれる米づくりを行う。

『うまい・きれい石川米づくり＋１運動』の展開を通じて、品質の向上に努めるとともに、省力・低コスト技術等の導入により収益性向上を図る。

- 2 実需者からのニーズが高い麦・大豆及び収益性の高い野菜などの産地戦略作物の作付拡大と産地育成を中心に進めるとともに、水田の高度利用を促進することにより、農家所得の最大化を図る。

- ① 麦・大豆については、団地化や２年３作体系の導入により、作付を拡大するとともに、排水対策や土づくりの取組を強化し、収量の増大・安定化を推進する。
- ② 産地戦略作物については、市場から要望の高い野菜の作付を拡大するとともに、今後さらに需要増が見込まれる加工用野菜の産地化を推進する。

- 3 水稻以外の作付けが困難な地域においては、飼料用米のほか、輸出用米、備蓄米、加工用米並びに米粉用米を需要に応じて生産し、農家所得の確保を図るとともに水田としての機能を維持し、耕作放棄地の発生を解消する。

- ① 飼料用米は、多収品種の作付推進等により、収量向上に取り組む。
- ② 輸出用米は、他の非主食用米並の所得確保を前提に生産拡大を図る。
- ③ 加工用米、備蓄米、米粉用米は、事前契約により出来秋の価格に左右されず、経営の安定に繋がることから、引き続き生産に取り組む。

令和4年度 収支予算の変更（案）について

1 収支予算の変更理由

国の推進する共通申請サービス（eMAFF）への移行に伴い、地域農業活性化協議会で発生する経費について、石川県農業活性化協議会が一括して契約、支払いを行う。

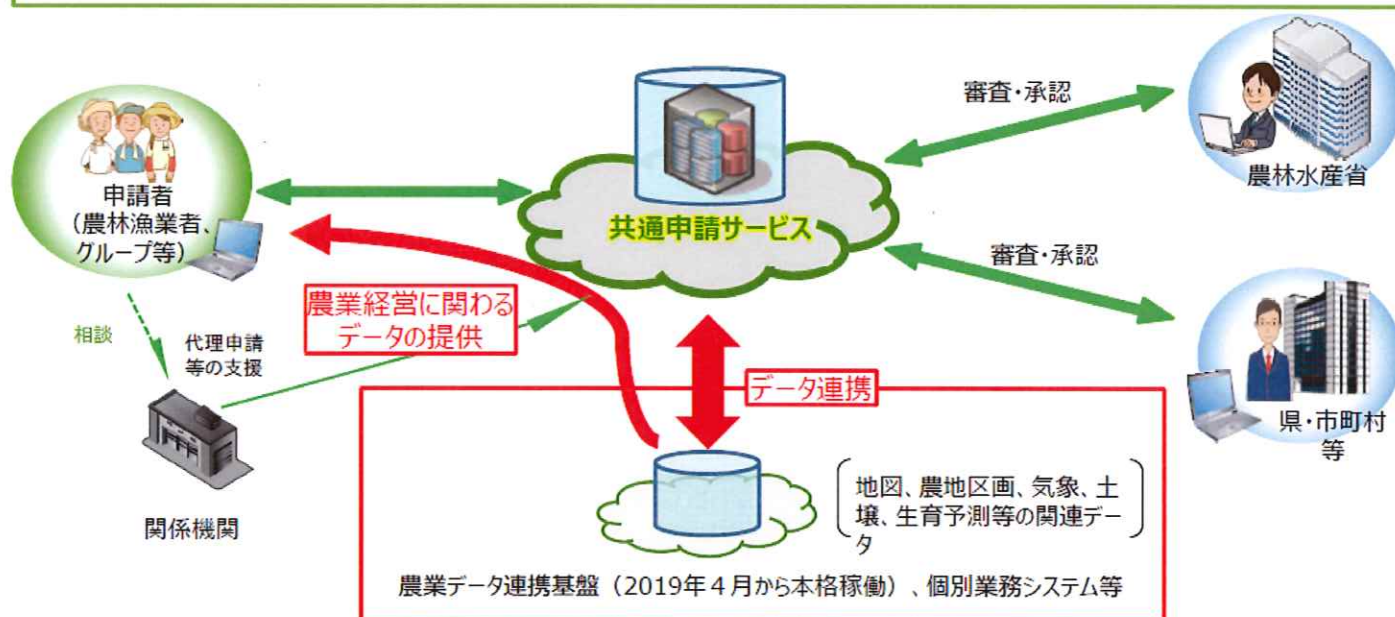
eMAFF データ移行事業にかかる費用については、全額、国の負担となるが、当該契約に伴い、「経営所得安定対策円滑化事業」の予算を増額補正する。

2 予算補正金額 22,972,950円

農林水産省共通申請サービス

共通申請サービスの目的

- ・ 法令に基づく申請だけでなく、補助金及び交付金の申請も含め、農林漁業者等に係る農林水産省関係の様々な手続を一元的に対応できるシステムによって申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリーなど申請者の利便性を向上
- ・ 農林漁業者等からの申請データをデジタル化することにより、農業経営や農林水産行政等のデータを集約・分析できる環境を整備し、政策の効果測定や農林水産施策の推進に活用
- ・ 申請データに加え、各種システムとの連携により集められた各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することにより、データ利活用型農林水産業を実現



2 令和4年度 変更収支予算(案)

石川県農業活性化協議会 変更収支予算書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	変更後予算額	当初予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①経営所得安定対策円滑化事業	26,939,950	3,967,000	22,972,950	
②新市場開拓にむけた水田リノベーション事業	570,771,000	570,771,000	0	
事業活動収入計 (A)	597,710,950	574,738,000	22,972,950	
2. 事業活動支出				
①経営所得安定対策円滑化事業	26,939,950	3,967,000	22,972,950	
②新市場開拓にむけた水田リノベーション事業	570,771,000	570,771,000	0	
国返還金支出				
①経営所得安定対策円滑化事業	0	0	0	
②新市場開拓にむけた水田リノベーション事業	79	79	0	
事業活動支出計 (B)	597,711,029	574,738,079	22,972,950	
事業活動収支差額 (C) = (A) - (B)	△ 79	△ 79	0	
II 投資活動収支の部	0	0	0	
III 財務活動収支の部	0	0	0	
IV 予備支出	0	0	0	
当期収支差額 (C)	△ 79	△ 79	0	
前期繰越収支差額 (D)	79	79	0	
次期繰越収支差額 (C) + (D)	0	0	0	

参 考 資 料

令和5年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(数量)

市町名	5年産当初 ①	4年産当初 ②	4年産との差	
			当初比較 ③=①-②	増減率 ④=③/②
	t	t	t	%
加賀市	10,480.0	10,481.8	▲ 1.8	0.0
小松市	11,990.9	11,970.8	20.1	0.2
能美市	5,642.2	5,620.5	21.7	0.4
川北町	2,672.6	2,714.1	▲ 41.5	▲ 1.5
白山市	14,927.6	15,144.5	▲ 216.9	▲ 1.4
うち 翠 星 高 校	17.4	17.4	0.0	0.0
野々市市	872.4	886.5	▲ 14.1	▲ 1.6
うち 県 立 大 学	5.0	5.4	▲ 0.4	▲ 7.4
金沢市	10,297.4	10,416.1	▲ 118.7	▲ 1.1
うち 県 農 業 試 験 場	44.1	45.3	▲ 1.2	▲ 2.6
河北郡市	7,607.0	7,643.1	▲ 36.1	▲ 0.5
うち 津 幡 町	4,627.3	4,666.9	▲ 39.6	▲ 0.8
うち 内 灘 町	197.7	204.8	▲ 7.1	▲ 3.5
うち か ほ く 市	2,782.0	2,771.4	10.6	0.4
羽咋市	7,033.8	6,966.4	67.4	1.0
宝達志水町	4,277.0	4,255.4	21.6	0.5
志賀町	7,419.3	7,407.0	12.3	0.2
中能登町	4,948.2	4,933.3	14.9	0.3
七尾市	8,680.1	8,558.7	121.4	1.4
穴水町	1,520.7	1,584.5	▲ 63.8	▲ 4.0
輪島市	4,344.8	4,017.2	327.6	8.2
能登町	3,373.6	3,431.0	▲ 57.4	▲ 1.7
珠洲市	3,426.5	3,542.1	▲ 115.6	▲ 3.3
計	109,514.1	109,573.0	▲ 58.9	▲ 0.1

令和5年産主食用米の地域協議会別生産基準数量比較(面積換算)

市町名	5年産当初 ①	4年産当初 ②	4年産との差 当初比較		4年産実績 ⑤	4年産との差 実績比較	
			③=①-②	増減率 ④=③/②		⑥=①-⑤	増減率 ⑦=⑥/⑤
	ha	ha	ha	%	ha	ha	%
加賀市	1,948.0	1,944.7	3.3	0.2	1,913.0	35.0	1.8
小松市	2,232.9	2,229.2	3.7	0.2	2,209.0	23.9	1.1
能美市	1,039.1	1,033.2	5.9	0.6	1,038.0	1.1	0.1
川北町	474.7	482.1	▲ 7.4	▲ 1.5	477.0	▲ 2.3	▲ 0.5
白山市	2,656.2	2,694.8	▲ 38.6	▲ 1.4	2,569.0	87.2	3.4
うち 翠 星 高 校	3.1	3.1	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0
野々市市	155.5	158.0	▲ 2.5	▲ 1.6	170.0	▲ 14.5	▲ 8.5
うち 県 立 大 学	0.9	1.0	▲ 0.1	▲ 10.0	1.0	▲ 0.1	▲ 10.0
金沢市	1,917.6	1,936.1	▲ 18.5	▲ 1.0	1,936.0	▲ 18.4	▲ 1.0
うち 県 農 業 試 験 場	8.2	8.4	▲ 0.2	▲ 2.4	8.4	▲ 0.2	▲ 2.4
河北郡市	1,436.2	1,440.3	▲ 4.1	▲ 0.3	1,456.0	▲ 19.8	▲ 1.4
うち 津 幡 町	869.8	875.6	▲ 5.8	▲ 0.7			
うち 内 灘 町	38.5	39.8	▲ 1.3	▲ 3.3			
うち か ほ く 市	527.9	524.9	3.0	0.6			
羽咋市	1,365.8	1,358.0	7.8	0.6	1,358.0	7.8	0.6
宝達志水町	830.5	827.9	2.6	0.3	827.0	3.5	0.4
志賀町	1,460.5	1,460.9	▲ 0.4	0.0	1,393.0	67.5	4.8
中能登町	987.7	988.6	▲ 0.9	▲ 0.1	973.0	14.7	1.5
七尾市	1,764.2	1,746.7	17.5	1.0	1,697.0	67.2	4.0
穴水町	326.3	340.0	▲ 13.7	▲ 4.0	290.0	36.3	12.5
輪島市	909.0	842.2	66.8	7.9	896.0	13.0	1.5
能登町	725.5	737.8	▲ 12.3	▲ 1.7	729.0	▲ 3.5	▲ 0.5
珠洲市	712.4	736.4	▲ 24.0	▲ 3.3	735.0	▲ 22.6	▲ 3.1
計	20,942.1	20,956.9	▲ 14.8	▲ 0.1	20,666.0	276.1	1.3

※地域の実績面積は農水省公表値

令和5年産米の配分に係る市町別基準単収

(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙第1の第5の2の(3)の地域の合理的な単収)

	5年産米配分 基準単収 (kg/10a) ①	4年産米配分 基準単収 (kg/10a) ②	基準単収の増減 (kg/10a) ③=①-②
加 賀 市	538	539	▲ 1
小 松 市	537	537	0
能 美 市	543	544	▲ 1
川 北 町	563	563	0
白 山 市	562	562	0
野 々 市 市	561	561	0
金 沢 市	537	538	▲ 1
津 幡 町	532	533	▲ 1
内 灘 町	514	515	▲ 1
か ほ く 市	527	528	▲ 1
羽 咋 市	515	513	2
宝 達 志 水 町	515	514	1
志 賀 町	508	507	1
中 能 登 町	501	499	2
七 尾 市	492	490	2
穴 水 町	466	466	0
輪 島 市	478	477	1
能 登 町	465	465	0
珠 洲 市	481	481	0

(注) 基準単収は、地域協議会毎の単収（農林水産統計の直近7年中最高と最低を除いた5年平均）に農林水産統計の加賀・能登別の平年単収に整合するよう補正して算定

報 告 資 料

みどり戦略への対応について

みどりの食料システム戦略：食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

【内容】

農家が環境保全型農業に取り組む際、収量低下分を回復するために、地域協議会において、下記の対応を検討するよう促す。

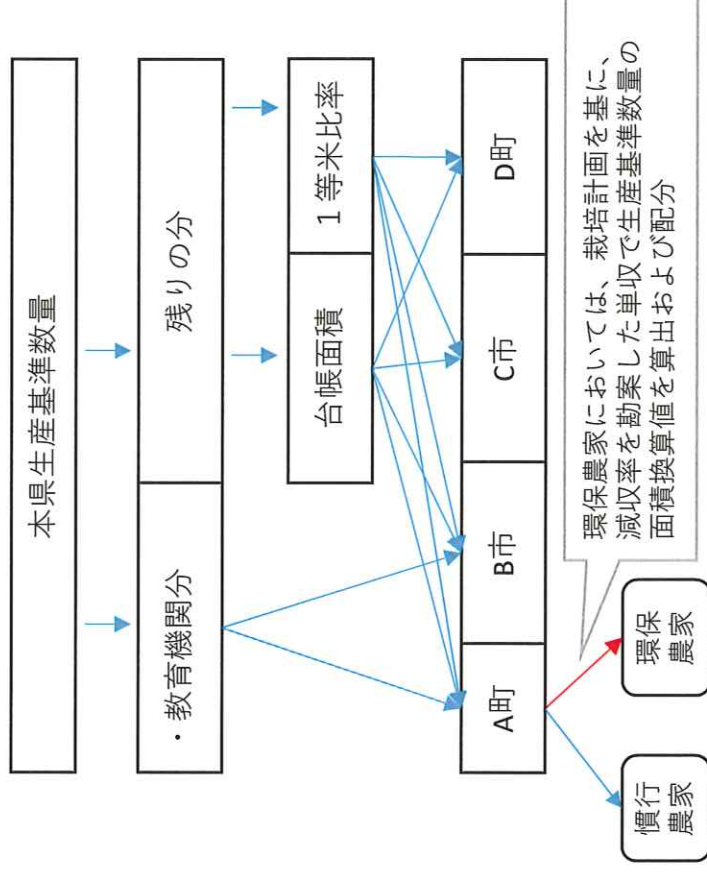
対応①：生産基準数量を面積換算して配分する際に、環境保全型農業における減収率を勘案する。

対応②：江を設置した農家に対して、江が占める面積分を生産調整実施面積としてカウントする。

⇒県協議会から実施方法案等を参考として提示し、それを基に各地域協議会で検討

対応① 実施方法案

農家に面積換算して配分する際に減収率を勘案

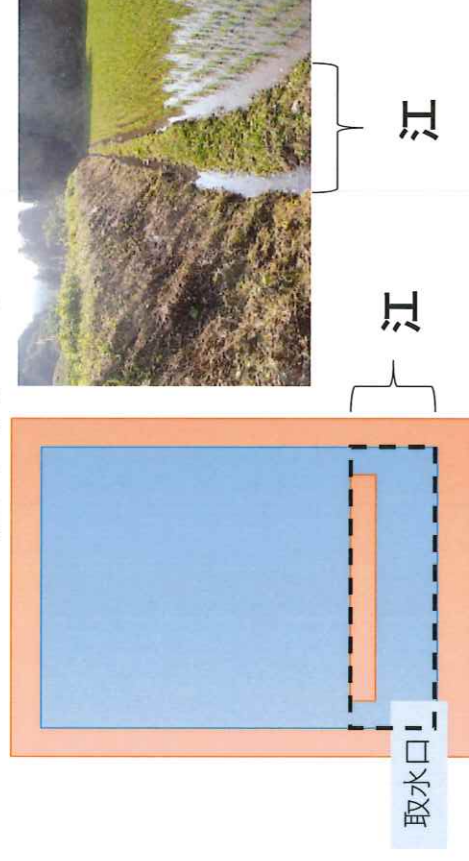


対応② 実施方法案

江の面積分を生産調整実施面積としてカウント

江：水田の一部に用意された通年湛水状態となる部分

江のイメージ



水稻が作付けされない ⇒ 部分調整を実施している
◎従来の需給調整方針・方法の中で対応